

和解することについて

市有地に造林している分収林の立木が損傷を受けたことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 被害の内容

被 害 箇 所 霧島市牧園町万膳字内ノ野 1505 番 14 地内

損傷を受けた木の本数 52 本

被害が発生した期間 令和2年11月22日ごろ

3 和解の内容の要旨

(1) 相手方は、本市に対して 39,098 円を支払うものとする。

(2) 本市及び相手方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の請求、異議の申し立て又は訴えの提起をしないこととする。

4 和解の理由

本件は、本市の損害賠償請求に対し、相手方が全面的に応じることから、和解しようとするものである。

(提案理由)

市有地に造林している分収林の立木に対して、相手方が誤って損傷を与えたことに関し、市の算定による損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものである。

立木損害賠償額算定表

所在地	霧島市牧園町万膳字内ノ野 1505 番 14			
所有者	日本赤十字社鹿児島県支部、霧島市			
樹種	胸高直径 (cm)	数量 (本)	単価 (円)	金額 (円)
ヒノキ	10	1	690	690
	12	4	960	3,840
	14	4	1,150	4,600
	16	3	1,430	4,290
	18	12	1,580	18,960
	20	10	1,740	17,400
	22	14	2,040	28,560
	24	2	2,340	4,680
	26	1	2,750	2,750
	28	1	3,090	3,090
計		52		88,860
消費税相当額 (10%)				8,886
合計				97,746
分収歩合	日本赤十字社鹿児島県支部		6割	58,648
	霧島市		4割	39,098

位置図

